

# 令和4年度 第1回理事会

日 時：令和4年4月8日（金）15：30～

場 所：森林総合研究所特別会議室（つくば市）、テレビ会議

## I. 報告

1. 令和4年度 第1回 機構会議等の日程について
2. 特定母樹の指定（令和3年度）について
3. 特定母樹等の展示林の設定状況について
4. 財政融資資金実地監査について（非公表）
5. 「令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用」にかかる森林保険事務の対応について

## II. その他

1. 今後の行事予定について
2. 主要行事
3. 令和4年3月に森林総合研究所が広報した研究成果
4. 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事会規程

理事会資料  
令和4年4月8日

## 令和4年度 第1回 機構会議等の日程について

このことについて、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

### 記

日時	会議名	主な出席者	場所
5月26日(木)			
13:00~14:00	産学官民・国際連携 推進本部会議	理事(研究担当、育種事業・森林バイオ担当)、企画部長、総務部長、 【育種センター】審議役	大会議室等※
14:15~16:00	研究企画・運営会議	理事長、理事(企画・総務・森林保険担当、研究担当、育種事業・森林バイオ担当)、監事、総括審議役、 企画部長、総務部長 【育種センター】審議役	
16:15~17:15	機構会議	理事長、理事(企画・総務・森林保険担当、研究担当、育種事業・森林バイオ担当、森林業務担当、法令遵守担当)、監事、総括審議役、企画部長、総務部長、 【育種センター】審議役、 【整備センター】総括審議役、 【保険センター】総括審議役	
5月27日(金)			
10:00~12:00	業績審査委員会 (研究・育種)	理事(企画・総務・森林保険担当、 研究担当、育種事業・森林バイオ担当)、企画部長、総務部長 【育種センター】審議役	大会議室等※
13:00~14:40	地域情勢交換会議 (支所・園長個別打合せ)	理事長、理事(企画・総務・森林保険担当、研究担当)、総括審議役、 企画部長、総務部長	特別会議室※

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によってはテレビ会議等を組合せ

理 事 会 資 料

令 和 4 年 4 月 8 日

林 木 育 種 セ ン タ ー

## 特定母樹の指定(令和3年度)について

令和3年度に森林総合研究所林木育種センターより特定母樹として申請した37系統について、農林水産大臣により指定を受けた。その内容は以下のとおり。

樹種名	系統数	備 考
スギ	24	エリートツリー 15 (関東 3、関西 12) 第二世代雪害抵抗性品種 3 (東北3 山形県との共同申請) 第二世代精英樹 6 (東北 6 宮城県との共同申請、山形県との共同申請)
カラマツ	4	エリートツリー 4 (東北 4)
トドマツ	9	エリートツリー 9 (北海道 9)
合 計	37	エリートツリーの割合 約76% (28/37)

- 注: 1. エリートツリーとは、エリートツリー選抜実施要領第6条により決定された、第二世代以降の精英樹である。  
2. 備考欄の( )内は申請がなされた育種基本区別の系統数。

(参考)

これまでの特定母樹の指定状況

樹種名	系統数	備 考
スギ	214	エリートツリー 153 (東北 45、関東 40、関西 50、九州 18)
		第一世代精英樹 21 (東北 9、九州 12)
		第二世代精英樹 8 (東北 8)
		第二世代雪害抵抗性品種 22 (東北 22)
		花粉症対策品種 10 (東北 1、九州 9)
ヒノキ	58	エリートツリー 58 (関東 17、関西 40、九州 1)
カラマツ	80	エリートツリー 80 (東北 18、関東 62)
グイマツ	1	第一世代精英樹 1 (北海道 1)
トドマツ	29	エリートツリー 29 (北海道 29)
合 計	382	エリートツリーの割合 約84% (320/382)

注: 間伐等特措法に基づく特定母樹の指定制度が導入された平成 25 年度から令和3年度末までに、森林総合研究所林木育種センターにより申請(都道府県との共同申請を含む)がなされたもの。

## 【別紙】

### 令和3年度に指定された特定母樹の事例（エリートツリー）



〈樹種〉 トドマツ  
〈指定番号〉 特定3-1  
〈名称〉 トドマツ北育2-25  
〈樹令〉 33年生 (R3.3月末)  
〈胸高直径〉 21.5 cm (24年次)  
〈樹高〉 13.2 m (24年次)  
〈材積〉 0.266 m<sup>3</sup> (24年次)

(参考)

対照個体(39本)の平均値  
〈胸高直径〉 17.5 cm (24年次)  
〈樹高〉 11.1 m (24年次)  
〈材積〉 0.162 m<sup>3</sup> (24年次)

※写真は32年次撮影



〈樹種〉 スギ  
〈指定番号〉 特定3-19  
〈名称〉 スギ西育2-270  
〈樹令〉 40年生 (R3.3月末)  
〈胸高直径〉 27.0 cm (31年次)  
〈樹高〉 18.5 m (31年次)  
〈材積〉 0.479 m<sup>3</sup> (31年次)

(参考)

対照個体(30本)の平均値  
〈胸高直径〉 20.7 cm (31年次)  
〈樹高〉 15.3 m (31年次)  
〈材積〉 0.265 m<sup>3</sup> (31年次)

※写真は40年次撮影



〈樹種〉 カラマツ  
〈指定番号〉 特定3-28  
〈名称〉 カラマツ東育2-41  
〈樹令〉 38年生 (R3.7月末)  
〈胸高直径〉 16.0 cm (20年次)  
〈樹高〉 16.0 m (20年次)  
〈材積〉 0.161 m<sup>3</sup> (20年次)

(参考)

対照個体(201本)の平均値  
〈胸高直径〉 12.1 cm (20年次)  
〈樹高〉 12.6 m (20年次)  
〈材積〉 0.086 m<sup>3</sup> (20年次)

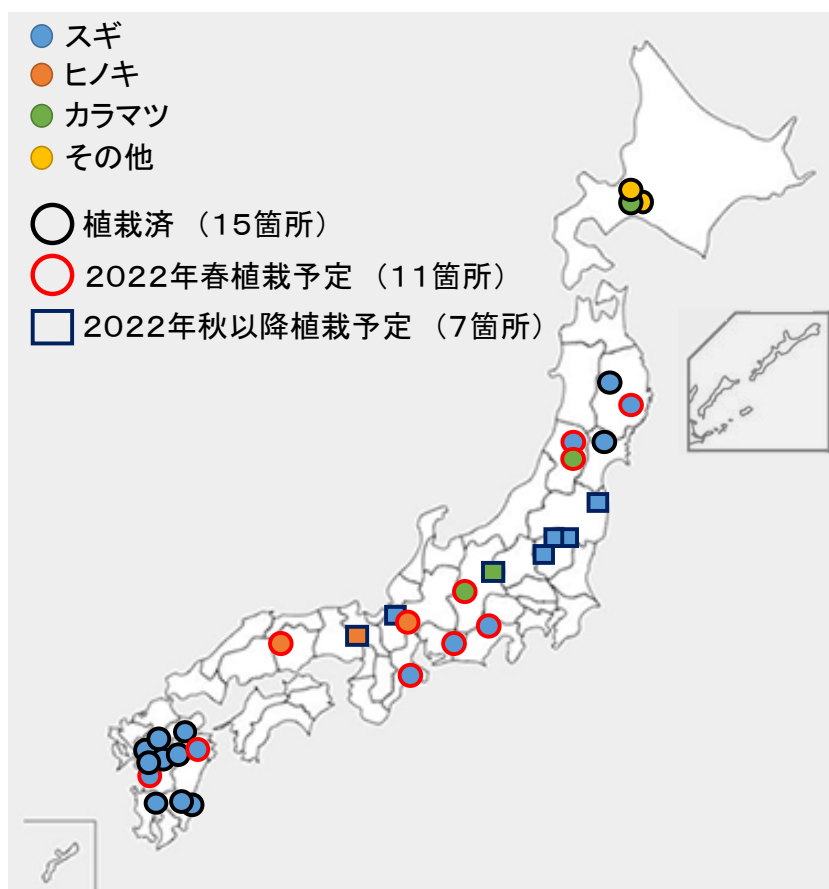
※写真は38年次撮影

理 事 会 資 料  
 令 和 4 年 4 月 8 日  
 林 木 育 種 セ ン タ ー

### 特定母樹等の展示林の設定状況について

特定母樹に由来する苗木は、従来の種苗と比較して成長が優れることが期待されています。林木育種センターでは、精英樹同士の交配による子供世代の個体の中から、成長等に優れたものをエリートツリーとして開発し、その中から特に成長が優れ、材質が平均より優れた個体を特定母樹に申請しています。エリートツリーや特定母樹に関心のある方から、「成長がよいと聞くが、エリートツリーから生産される苗木は、従来の苗木に比べてどれくらい成長がよいのだろうか」という声がしばしば聞かれます。このため、造林関係者、苗木生産者等に、これらの苗木の優れた特性を確認して理解いただくための林分として、展示林を整備していくことが重要だと考えています。

林木育種センターでは、森林整備センター、都道府県、市町村、民間企業、国有林、篤林家等と連携しながら、スギ、ヒノキ、カラマツ等のエリートツリーや特定母樹の展示林の設定を全国で進めており（図）、今後これらの展示林を活用しながら、エリートツリーや特定母樹の普及の促進に貢献していきたいと考えています。



全国に設置された特定母樹等展示林の位置

(参考)

### 令和3年度に設定した展示林の例

今年3月、民間企業と連携して、スギ特定母樹等展示林を静岡県富士宮市に設定しました(写真1・2)。同展示林の林内に複数の視察コースを設け、それぞれのコース沿いに展示区画を設けました。この展示区画には、特定母樹、エリートツリー等の第二世代と、現在の育種種苗の主流である第一世代精英樹が交互に植栽されています。視察に訪れる方が、第一世代精英樹と今後の普及の主力となる特定母樹を見て比較することができる設計になっています。



写真1. 民間企業と連携して設定したスギ特定母樹等展示林 (2022.3 設定)

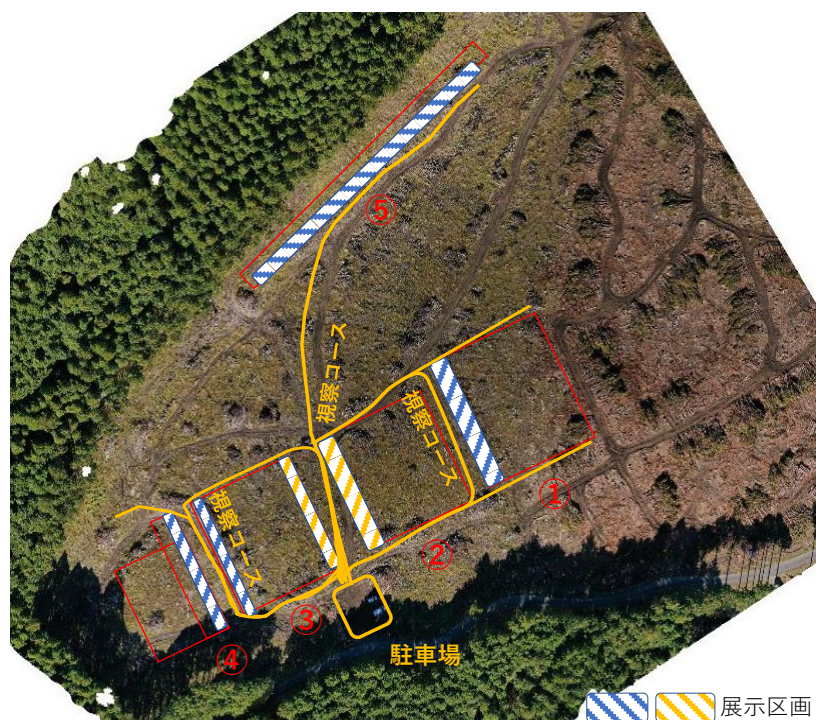


写真2. スギ特定母樹等展示林の設計と展示区画

「令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用」にかかる森林保険事務の対応について

## 1. 概 要

令和4年3月16日に発生した、福島県沖を震源とする地震により災害救助法が適用された地域を対象に、森林保険契約の継続手続きの猶予措置を定めた通知を发出（別添）。

## 2. 通知内容

○保険契約者が保険期間満了の30日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和4年8月31日までに申出があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予。

○猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとする。

## 3. 対 象

宮城県及び福島県の全市町村（27市51町16村）

## 4. 参 考

令和3年度の災害救助法の適用等に伴う継続手続きの猶予措置については下記のとおり（いずれも適用期間終了）。

- 島根県松江市の大規模火災
- 令和3年7月1日からの大雨による災害
- 台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害
- 令和3年8月11日からの大雨による災害
- 令和3年長野県茅野市において発生した土石流にかかる災害
- 新型コロナウイルス感染症

3 森林保業第 3 3 3 号  
令和 4 年 3 月 2 3 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様  
東京都森林組合 代表理事組合長 様  
大阪府森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構  
森林保険センター 所長 石原 聡

「令和 4 年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について」  
にかかる森林保険事務の対応について

令和 4 年 3 月 1 6 日に福島県沖を震源とする地震が発生し、宮城県及び福島県の全市町村（2 7 市 5 1 町 1 6 村）に対して、災害救助法を適用する決定がされました（別紙 1 参照）。

つきましては、宮城県及び福島県に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び宮城県及び福島県を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約について下記のとおり対応することとします。

また、今後新たに本災害において災害救助法を適用する市区町村が追加された場合も同様の対応とします。

なお、宮城県及び福島県の近隣等に所在する市町村で、今回の地震による災害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに個別に相談して下さい。

記

保険契約者が保険期間満了の 3 0 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和 4 年 8 月 3 1 日までに申出（別紙 2）があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込が行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

以上

3月17日3時30分公表

令和4年3月17日  
内閣府(防災担当)

## 令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について

### 1. 災害の概要

令和4年福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、宮城県及び福島県は全市町村(27市51町16村)に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【宮城県】</b> 仙台市 (せんだいし) 石巻市 (いしのまきし) 塩竈市 (しおがまし) 気仙沼市 (けせんぬまし) 白石市 (しろいしし) 名取市 (なとりし) 角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし) 栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつまし) 大崎市 (おおさきし) 富谷市 (とみやし)	3月16日	福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>刈田郡蔵王町 (かっただぐんざおうまち)</p> <p>刈田郡七ヶ宿町 (かっただぐんしちかしゆくまち)</p> <p>柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち)</p> <p>柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち)</p> <p>柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち)</p> <p>柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち)</p> <p>伊具郡丸森町 (いぐんまるもりまち)</p> <p>亶理郡亶理町 (わたりぐんわたりちょう)</p> <p>亶理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう)</p> <p>宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)</p> <p>宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち)</p> <p>宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう)</p> <p>黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう)</p> <p>黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう)</p> <p>黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら)</p> <p>加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう)</p> <p>加美郡加美町 (かみぐんかみまち)</p> <p>遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちょう)</p> <p>遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち)</p> <p>牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう)</p> <p>本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう)</p>			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>福島市 (ふくしまし)</p> <p>会津若松市 (あいづわかまつし)</p> <p>郡山市 (こおりやまし)</p> <p>いわき市 (いわきし)</p> <p>白河市 (しらかわし)</p> <p>須賀川市 (すかがわし)</p> <p>喜多方市 (きたかたし)</p> <p>相馬市 (そうまし)</p> <p>二本松市 (にほんまつし)</p> <p>田村市 (たむらし)</p> <p>南相馬市 (みなみそうまし)</p> <p>伊達市 (だてし)</p> <p>本宮市 (もとみやし)</p> <p>伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち)</p> <p>伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち)</p> <p>伊達郡川俣町 (だてぐんかわたまち)</p> <p>安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら)</p> <p>岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち)</p> <p>岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら)</p> <p>南会津郡下郷町 (みなみあいづぐんしもごうまち)</p> <p>南会津郡檜枝岐村 (みなみあいづぐんひのえまたむら)</p> <p>南会津郡只見町 (みなみあいづぐんただみまち)</p>			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南会津郡南会津町 (みなみあいづぐんみなみあいづまち) 耶麻郡北塩原村 (やまぐんきたしおばらむら) 耶麻郡西会津町 (やまぐんにしあいづまち) 耶麻郡磐梯町 (やまぐんばんだいまち) 耶麻郡猪苗代町 (やまぐんいなわしろまち) 河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんあいづばんげまち) 河沼郡湯川村 (かわぬまぐんゆがわむら) 河沼郡柳津町 (かわぬまぐんやないづまち) 大沼郡三島町 (おおぬまぐんみしままち) 大沼郡金山町 (おおぬまぐんかねやままち) 大沼郡昭和村 (おおぬまぐんしょうわむら) 大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいづみさとまち) 西白河郡西郷村 (にししらかわぐんにしごうむら) 西白河郡泉崎村 (にししらかわぐんいづみざきむら) 西白河郡中島村 (にししらかわぐんなかじまむら) 西白河郡矢吹町 (にししらかわぐんやぶきまち) 東白川郡棚倉町 (ひがししらかわぐんたなぐらまち) 東白川郡矢祭町 (ひがししらかわぐんやまつりまち) 東白川郡塙町 (ひがししらかわぐんはなわまち) 東白川郡鮫川村 (ひがししらかわぐんさめがわむら) 石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち) 石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら) 石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち) 石川郡古殿町 (いしかわぐんふるどのまち) 田村郡三春町 (たむらぐんみはるまち) 田村郡小野町 (たむらぐんおのまち) 双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち) 双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち) 双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち) 双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら) 双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち) 双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち) 双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち) 双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち) 相馬郡飯館村 (そうまぐんいいたむら)			

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者生活再建担当）付  
 阿部、森戸、柚上、山地、戸倉  
 TEL 03-5253-2111（内線51276）  
 03-3503-9394（直通）

令和4年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長 殿

森林保険に係る申出書

申出者住所：

申出者氏名：  (自署の場合は省略可)

森林保険に係る手続きについて、下記のとおり令和4年8月31日までの猶予を申し出ます。

記

該当手続き：森林保険契約の継続手続き  
理由：森林保険契約を継続し災害に対する補償を維持するため  
証書番号：  
保険契約者：  
被保険者： (外 名)

令和4年4月理事会資料  
 国立研究開発法人  
 森林研究・整備機構

今後の行事予定について

日付	研究	整備	保険	行事名等	場所等
4月8日	○	○	○	第1回理事会	森林総合研究所
4月19日	○			春の森林講座（令和4年度科学技術週間）	森林総合研究所
4月20日		○		全水造連理事会	森林整備センター
5月11日		○		全水造連総会	森林整備センター
5月12日～ 13日		○		整備局長所長等会議	森林整備センター
5月13日	○	○	○	第2回理事会	森林総合研究所
5月14日～ 15日	○	○	○	みどりとふれあうフェスティバル （第31回森と花の祭典 みどりの感謝祭）	東京都立木場公園
5月17日	○			第1回育種運営会議	林木育種センター
5月17日～ 20日	○			九州林試協研究担当者会議	九州支所
5月20日		○		事業運営会議	森林整備センター
5月20日			○	保険運営会議	森林保険センター
5月26日～ 27日	○	○	○	令和4年度第1回機構会議ほか	森林総合研究所

会議等については、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、時期および開催手法が変更となる場合がある。

主要行事(令和4年3月11日～令和4年4月7日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
3月11日(金)	【共】第12回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
14日(月)	【共】機構リスク管理委員会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
"	【共】コンプライアンス合同報告会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、森林業務担当理事、法令遵守担当理事、森林保険センター所長、両監事
22日(火)	【共】情報セキュリティ委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
23日(水)	【研】IUFRO-J機関会議	理事長、研究担当理事
25日(金)	【研・育】業績審査委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
29日(火)	【研】SGEC評議委員会	企画・総務・森林保険担当理事
4月 1日(金)	【研】入所式	理事長、研究担当理事
4日(月)	庁議	理事長

※ 【研】: 森林総合研究所、【育】: 林木育種センター、【整】: 森林整備センター、【保】: 森林保険センター、【共】: 共通の行事 の略

令和4年3月に森林総合研究所が広報した研究成果

広報タイトル	研究者・担当者名	掲載誌名	論文公開時期	備考
河川の流路内に落ちる葉の量を見積もる方法を開発しました	アベ トシオ 阿部 俊夫 (東北支所)	森林総合研究所研究報告、Vol.20-No.4(No.460)、301-310	2021年12月	HP(研究成果)に掲載
スズタケはアズマザサとミヤコザサを押しつけて、30年間拡大し続けた	シバタ ミツ江 柴田 銃江 (森林植生研究領域)	森林総合研究所研究報告、Vol.20-No.4(No.460)、339-351	2021年12月	HP(研究成果)に掲載
藻類の生育や水生生物の生息に必要な光環境は溪畔林の状態によって異なる	ヨシムラ マユミ 吉村 真由美 (関西支所)	Global Ecology and Conservation	2022年2月	HP(研究成果)に掲載
ビッグデータからスギ林の将来の生産性を高精度で予測	ナカオ カツヒロ 中尾 勝洋 (関西支所)	Forest Ecology and Management	2022年2月	HP(研究成果)に掲載
無花粉スギの苗木だけを量産する革新的技術を開発 —DNA鑑定と組織培養で花粉症対策に貢献—	ウエノ マサヨシ 上野真義 (樹木分子遺伝研究領域)	中長期計画成果番号:第5期中長期計画9(森林環境-3) 中長期計画成果番号:第5期中長期計画10(森林環境-4)	2022年2月	HP(プレスリリース)に掲載
「デジタル森林浴」が日々のストレスを低減する!! —森林の環境が再現された室内体験がもたらす心身の疲労回復効果—	タカヤマ ノリマサ 高山範理 (企画部 上席研究員)	International Journal of Environmental Research and Public Health 2022, 19(3), 1202	2022年1月	HP(プレスリリース)に掲載

(トピック)

名称	担当	主催等	開催場所	開催日	備考
令和3年度「材料・空間の感性・快適性評価に関する産学連携セミナー」を開催しました	広報普及科	森林総合研究所	森林総合研究所大会 議室オンライン配信	2021年10月15日(金)、11月12日(金)	HP(ニュース)内にYouTube森林総研チャンネルへのリンクを掲載

## 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事会規程

平成29年3月31日  
28森林総研第1832号

## (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構組織・事務分掌規程（13森林総研第47号。以下「組織・事務分掌規程」という。）第2条の規定に基づき置く理事会及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成員等)

第2条 理事会の構成員（以下「構成員」という。）は、理事長、理事、監事とする。  
2 理事会には、理事長が適当と認める者を同席させることができる。

## (開催)

第3条 理事会は、毎月1回程度開催する。  
2 理事長は、前項の他必要があると認めたときは、随時に理事会を開催することができる。

## (招集)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

## (職員の出席)

第5条 理事長は、必要に応じて、関係職員を理事会に出席させ、説明又は報告をさせることができる。

## (議長等)

第6条 理事会の議長は、理事長とする。  
2 理事会は、理事長（理事長に事故があるときはその代理）の出席のほか、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。  
3 理事会の進行は、理事長が適当と認めた者に行わせることができる。

## (審議事項)

第7条 理事会で審議を要する事項（以下「審議事項」という。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営の基本方針に関する事項
- 二 内部統制に関する事項
- 三 組織に関する事項
- 四 人事に関する事項
- 五 予算に関する事項
- 六 訴訟及び重大な事故に対する対策に関する事項

七 その他理事長が必要と認めた事項

- 2 出席者は、審議事項以外の事項で、構成員等に周知を図る必要があると考える事項を報告することができる。
- 3 前項により報告された事項で、構成員から審議すべきとの提案があった場合において、理事長は、これを適当と認める場合には、審議事項とすることができる。

(審議事項に係る決定等)

- 第8条 審議事項に係る決定は、十分な審議を行い、構成員の合意を得るよう努めるものとする。構成員の合意が得られない場合には、出席した構成員の賛否の確認を行った上で、理事長が判断し、決定するものとする。
- 2 決定した事項のうち、理事長が必要と認めるものは、速やかに職員その他の関係者に対して周知を図るものとする。

(議事録の作成)

- 第9条 理事会に付議された事項の審議結果（構成員の合意によらない場合は、各構成員の賛否を含む。）及び重要な報告は、議事録にこれを記録するものとする。

(情報の開示)

- 第10条 理事会の審議内容は、原則として公開する。なお、審議事項にかかる情報開示の方法については、理事会において定める。

(庶務)

- 第11条 理事会の庶務は、森林総合研究所総務部総務課において行う。

(その他)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で審議した上で決定する。

附 則（平成29年3月31日 28森林総研第1832号）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 国立研究開発法人森林総合研究所理事会運営要領は廃止する。